

<大学院国際公共政策研究科における学位論文に係る評価に当たっての基準について>

本研究科が定める手続きにより提出された学位申請論文は、以下の体制及び基準に従って審査する。

## 1. 修士論文

### 1.1 審査体制

学位論文の審査は、教授会の議を経て、研究科長が委嘱する本研究科の教授2名（又は教授1名及び准教授1名）を含む3名以上の委員をもって構成する審査委員会が行う。審査に当たって必要があるときは、教授会の議を経て、研究科長が認めた場合、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

審査委員会は、主査1名及び副査2名以上の委員で組織する。主査及び副査になれる者は次の通りとする。

- ・主査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、審査において専門的な意見を述べることができ、論文審査が円滑に進むよう統括できる者、とする。
- ・副査になれる者は、論文内容の専門分野と関連する学術領域に精通し、審査において専門的な意見を述べるができる者、とする。

学位論文の可否は、審査委員会の報告を受け、教授会において審議し、議決する。

### 1.2 審査の方法

学位論文の審査においては、当該論文の内容に関する口頭報告審査会を実施する。また、以下の各項目について、審査委員による査読及び口頭試験を行う。

### 1.3 評価項目及び基準

#### ○新規性

内容が新規であり、また独創的であるか。

#### ○継承性

先行研究を十分に渉猟し、先行研究に対する位置づけが明確であるか。

#### ○実証性

確かな典拠・データに基づいて議論が展開されているか。

#### ○論理性

議論が論理的に展開されているか。

#### ○明確性

明快かつ適切な表現が用いられているか。

#### 1.4 学位論文が満たすべき水準

上記の各項目を総合的に評価し、専攻分野の発展に貢献する研究内容を含むと認められる場合、修士論文として合格とする。

## 2. 博士論文

### 2.1 審査体制

学位論文の審査は、教授会の議を経て、研究科長が委嘱する本研究科の教授2名を含む3名以上の委員をもって構成する審査委員会が行う。審査に当たって必要があるときは、教授会の議を経て、研究科長が認めた場合、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

審査委員会は、主査1名及び副査2名以上の委員で組織する。主査及び副査になれる者は次の通りとする。

- ・主査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、審査において専門的な意見を述べることができ、論文審査が円滑に進むよう統括できる者、とする。
- ・副査になれる者は、論文内容の専門分野と関連する学術領域に精通し、審査において専門的な意見を述べることができる者、とする。

学位論文の可否は、審査委員会の報告を受け、教授会において審議し、議決する。

### 2.2 審査の方法

学位論文の審査においては、当該論文の内容に関する口頭報告審査会を実施する。また、以下の各項目について、審査委員による査読及び口頭試験を行う。

### 2.3 評価項目及び基準

#### ○新規性

内容が新規であり、また独創的であるか。

#### ○継承性

先行研究を十分に渉猟し、先行研究に対する位置づけが明確であるか。

#### ○実証性

確かな典拠・データに基づいて議論が展開されているか。

#### ○論理性

議論が論理的に展開されているか。

#### ○明確性

明快かつ適切な表現が用いられているか。

### 2.4 学位論文が満たすべき水準

上記の各項目を総合的に評価し、専攻分野における高度の学術的価値を有しており、申請者自身が自主的かつ主体的に取り組んだ研究の成果であると認められる場合、博士論文として合格とする。